保護者・地域住民と一体となって、いじめ防止等の対策を推進していくために

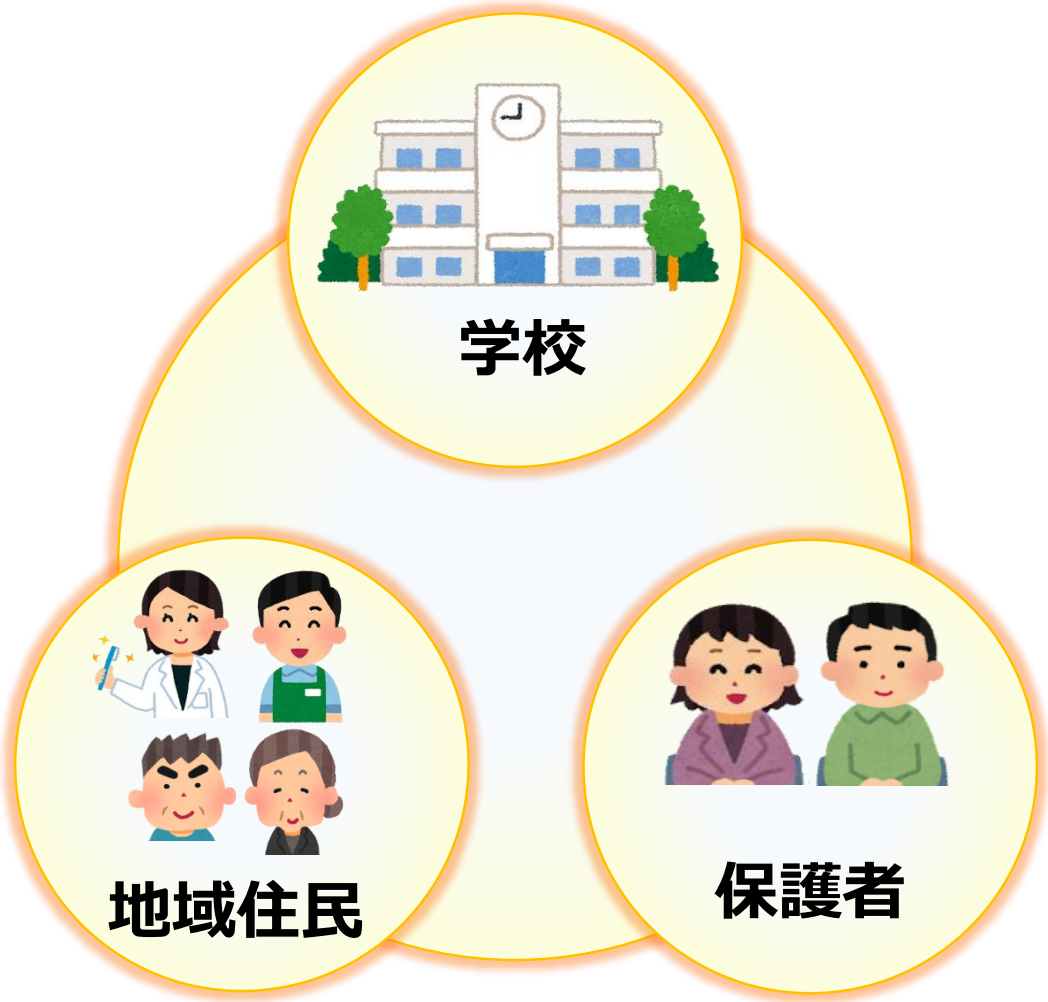

社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

東京都いじめ防止対策推進基本方針

令和４年３月　東京都教職員研修センター

いじめ問題に関する意識調査の結果

平成24年度、令和２年度共に、都内公立学校の児童・生徒、教員、保護者、地域関係者、約13,000人に調査

「いじめを受けたときの相談の状況」

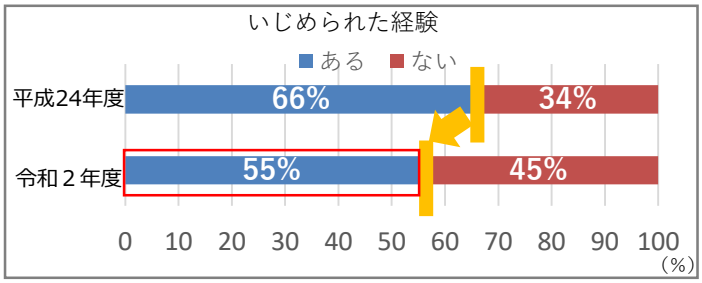

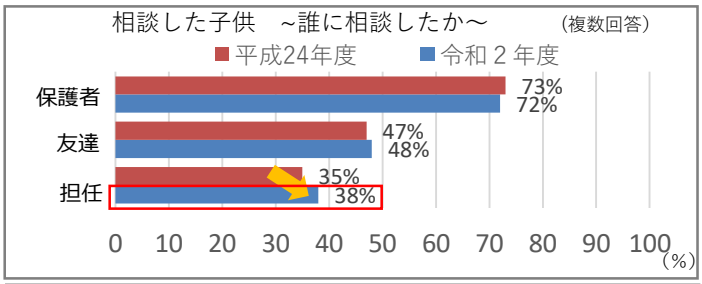

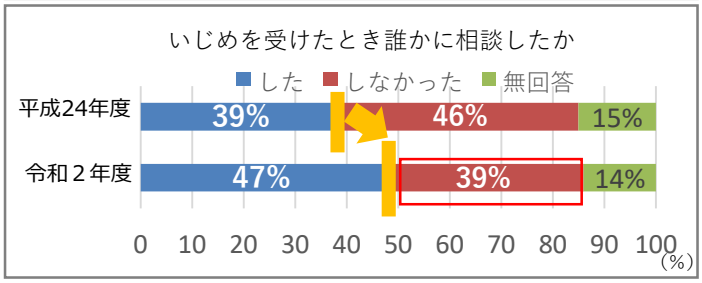

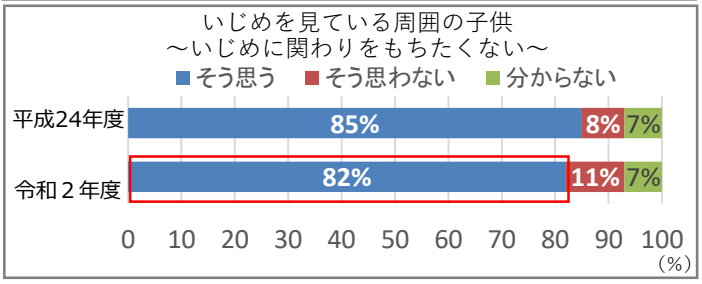

分析

- いじめられた経験があると回答する子供は11%減少
- いじめられた児童・生徒のうち、誰かに相談したと回答する子供は８%増加
- 担任に相談する子供が増加傾向
- 誰にも相談していない子供が39%、いじめに関わりをもちたくないと思っている子供が82%

周囲の大人に相談できる環境を作っていくことが重要

いじめ総合対策
【第２次・一部改定】
上巻（p.46）

「学校のいじめの対応に関する方針(学校いじめ防止基本方針)の内容」

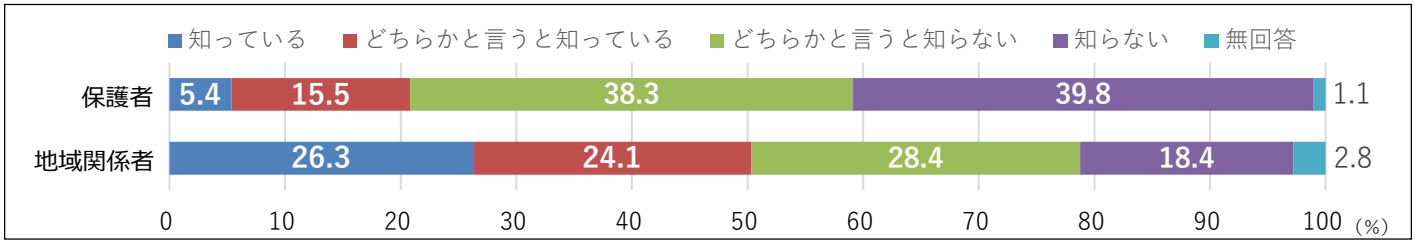

※ 地域関係者の方が知っているとした割合が高い理由は、調査対象が、学校運営協議会の委員や民生委員、ＰＴＡのＯＢなど日常的に学校の教育活動に接する機会の多い方に限定されていたためだと考えられる。

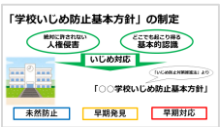

【参考】「学校いじめ防止基本方針をホームページで公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。」

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
100.0%	100.0%	100.0.%	100.0%	100.0%

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

分析

- 「学校いじめ防止基本方針」について、保護者の「知っている」「どちらかと言うと知っている」と回答した割合は約20%、地域関係者の割合は約50%
- 「学校いじめ防止基本方針」については、全ての学校でホームページで公表し、保護者や地域住民に周知（【参考】より）。学校と、保護者や地域の受け止めとの間に乖離

学校として積極的な取組を行い、保護者、地域関係者にいじめ防止に向けた取組の理解を促し、協力を得ることが必要

いじめ総合対策
【第２次・一部改定】
上巻（p.35）

いじめ問題意識
調査結果

「保護者プログラム」・「地域プログラム」の概要

「保護者プログラム」・「地域プログラム」の目的は何でしょうか。

「保護者プログラム」及び「地域プログラム」は、学校と保護者・地域が一体となっていじめの防止に取り組んでいけるよう、保護者や地域の方々がいじめ問題について考えられるようにするために開発したプログラムです。

開発したプログラムは、どのような内容なのでしょうか。

プログラムの項目	
保護者プログラム１	学校いじめ防止基本方針
保護者プログラム２	いじめの早期発見
保護者プログラム３	相談しやすい環境づくり
保護者プログラム４	いじめへの対処
保護者プログラム５	インターネット上でのいじめ
地域プログラム	共に手を取り合おう －いじめを生まない環境づくり－

保護者プログラム

地域プログラム

各学校の実態に合わせて活用できるようになっているのですか。

- ◆ 保護者会や入学説明会、道徳授業地区公開講座等での活用を想定しています。
- ◆ １つのプログラムを10分～20分で実施可能な内容にしています。
- ◆ プログラムごとの展開例、スライド資料を用意し、各校の状況に合わせて編集できるよう工夫しています。
- ◆ 展開例、資料等は東京都教職員研修センターのＷｅｂページに掲載しています。

学校でプログラムを実践してみたいと思うのですが、例えば、どのような工夫ができるのでしょうか。

- **時期**に合わせたプログラムを実践する工夫
- プログラムの**時間を短縮**して実践する工夫
- プログラムを**組み合わせて**実践する工夫
- プログラム内に**協議**を取り入れて実践する工夫

等ができます。

「保護者プログラム」・「地域プログラム」の実践

時期に合わせたプログラムを実践する工夫

４月

保護者プログラム１　学校いじめ防止基本方針

20分

1 プログラムの主旨を説明
2 いじめの定義や現状について確認
3 学校いじめ防止基本方針について説明
4 学校と家庭が連携することの大切さについて確認

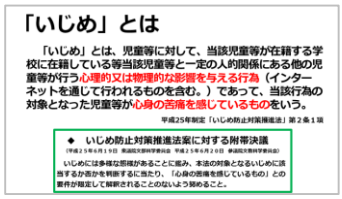

７月

保護者プログラム２　いじめの早期発見

20分

1 いじめの定義や現状について確認
2 チェックリストを活用し、子供の状況を確認
3 いじめ問題の解消に向けた学校の体制と対応例を紹介
4 学校の他に相談できる各種機関を紹介

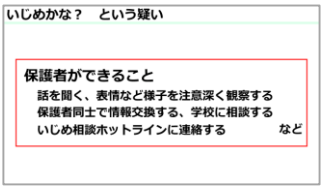

年間の保護者会の日程や学校の取組等を踏まえて、計画を立ててプログラムを実施していくことが大切なのですね。

いじめ総合対策【第２次・一部改定】下巻（p.106～ｐ.109）

プログラムの時間を短縮して実践する工夫

プログラムの内容を焦点化し、時間を短縮して実施

保護者プログラム３　相談しやすい環境づくり

20分

1 子供のことで気になっていること、困っていると思われることをテーマに挙げ、保護者の関心と問題意識を喚起
2 学校に相談してよいこと、学校に相談してほしいことを伝達
3 学年の担任、担任以外の教職員を紹介
4 学校以外にも相談窓口があることを紹介
5 いじめや悩みを解決できる子育ての環境には、学校と家庭・地域の協力が必要であることを伝達
6 学校の相談窓口について、保護者から質問があれば回答

【短縮版】　保護者プログラム３　相談しやすい環境づくり

10分

1 学年の担任、担任以外の教職員を紹介
2 学校以外にも相談窓口があることを紹介
3 いじめや悩みを解決できる子育ての環境には、学校と家庭・地域の協力が必要であることを確認
4 学校の相談窓口について、保護者から質問があれば回答

多くの内容を扱う保護者会では、学校として伝えなければならないことを焦点化してプログラムを行うこともできますね。

いじめ総合対策【第２次・一部改定】下巻（p.110、ｐ.111）

「保護者プログラム」・「地域プログラム」の実践

プログラムを**組み合わせて**実践する工夫

保護者プログラム１　　学校いじめ防止基本方針	
20分	1　プログラムの主旨を説明 2　いじめの定義や現状について確認 3　学校いじめ防止基本方針について説明 4　学校と家庭が連携することの大切さについて確認

保護者プログラム３　相談しやすい環境づくり	
20分	1　子供のことで気になっていること、困っていると思われることをテーマに挙げ、保護者の関心と問題意識を喚起。 2　学校に相談してよいこと、学校に相談してほしいことを伝達 3　学年の担任、担任以外の教職員を紹介 4　学校以外にも相談窓口があることを紹介 5　いじめや悩みを解決できる子育ての環境には、学校と家庭・地域の協力が必要であることを伝達 6　学校の相談窓口について、保護者から質問があれば回答

２つのプログラムから伝えたい内容を抽出して、それらを組み合わせて実施

前半【15分】 保護者プログラム１ 学校いじめ防止基本方針 **後半【15分】** 保護者プログラム３ 相談しやすい環境づくり	1　いじめの定義や現状について確認 2　学校いじめ防止基本方針について説明 3　学校と家庭が連携することの大切さについて確認 4　学年の担任、担任以外の教職員を紹介 5　学校以外にも相談窓口があることを紹介 6　いじめや悩みを解決できる子育ての環境には学校と家庭・地域の協力が必要であることを伝達 7　学校の相談窓口について、保護者から質問があれば回答

それぞれのプログラムで伝えたいことを抽出して、組み合わせることが大切なのですね。

いじめ総合対策【第２次・一部改定】下巻
（p.106、ｐ.107、p110、p111）

プログラム内に**協議**を取り入れて実践する工夫

対象：第４学年

時間	保護者プログラム４　　いじめへの対処
15分	1　いじめの定義について説明 2　学校の取組について紹介 **3　事例を基に協議** 4　保護者に「子供がＳＯＳを出しやすい存在」となるよう呼び掛け 5　学校をはじめとする緊急時の連絡先を紹介

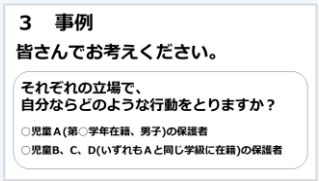

対象：第６学年

時間	保護者プログラム５　　インターネット上でのいじめ
15分	1　インターネット上のトラブルについて確認 **2「悪口・いじり」について事例を基に協議** 3　「ＳＮＳ東京ルール」等、学校（学区）での取組等を確認 4　インターネット上に不適切な情報が掲載された時の対応について確認 5　「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」といった視点から協議 6　いじめにつながるトラブルがあった時に学校に連絡することを確認

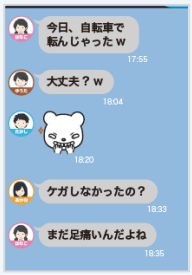

対象：道徳授業地区公開講座後の協議会

時間	地域プログラム　　いじめを生まない環境づくり
30分	1　プログラムの趣旨を説明 2　いじめの定義や現状について確認 3　学校の取組について紹介 **4　いじめを生まない環境づくりについて協議** 5　今後の方向性について確認

参加人数や実施環境に合わせてプログラムの展開を工夫し、協議の場を設定することがポイントなのですね。

いじめ総合対策【第２次・一部改定】下巻
(P.112~p.115)

いじめ総合対策【第２次・一部改定】下巻
(P.120~p.122)

「保護者プログラム」・「地域プログラム」の実践結果

「保護者プログラム」・「地域プログラム」は、学校の状況に応じた活用、工夫の仕方があることが分かりました。

プログラムを行うことで、保護者、地域関係者、教員の意識や考え方は変わったのでしょうか。

学校いじめ防止基本方針の内容や学校いじめ対策委員会の役割、いじめの定義について理解することができたか。

■十分理解できた ■理解できた ■あまり理解できていない ■理解できていない

研究協力校A(中学校)

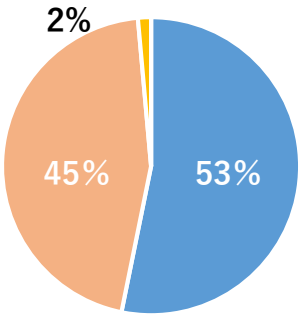

研究協力校B(高等学校)

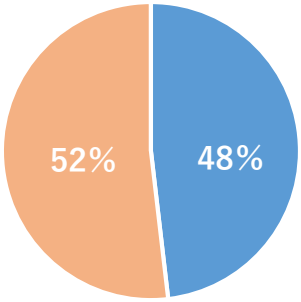

研究協力校C(特別支援学校)

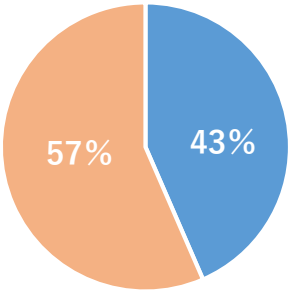

研究協力校D(小学校)

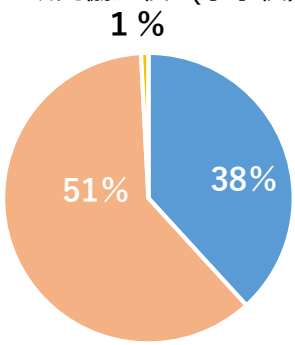

全校種で、プログラムに参加した保護者の98%以上が「理解できた。」と回答しています。

● プログラムに参加した保護者・地域関係者の言葉

私たち大人は子供に対して**「倫理的なこと」**を問い続けていかなければならないと思いました。
【保護者】

どんな小さなことでも**子供たちが話しやすい環境**を地域全体でつくっていくことが大切だと感じました。
【地域関係者】

いじめの未然防止や早期発見、早期対応のために、**子供たちの様子を日頃からよく見るようにしたい**と思いました。
【保護者】

子供たちにとって良いことを地域全体で行い、**子供を守る**ことにつなげていきたいです。
【地域関係者】

● プログラムを実施した教員の言葉

「今日の内容のことを子供と話します。」という保護者の言葉を聞き、**プログラムを通して学校の取組が保護者に伝わっている**と思いました。
【教員】

年度当初に学校としての取組を保護者にしっかり伝えたことで、「いじめは絶対にだめだと話していただき、よかったです。」という感想をいただきました。
【教員】

いじめの定義の確認

ここで、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義を見てみましょう。

第１章　第２条

　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義は、昭和61年度から現在まで、次のように変わってきました。

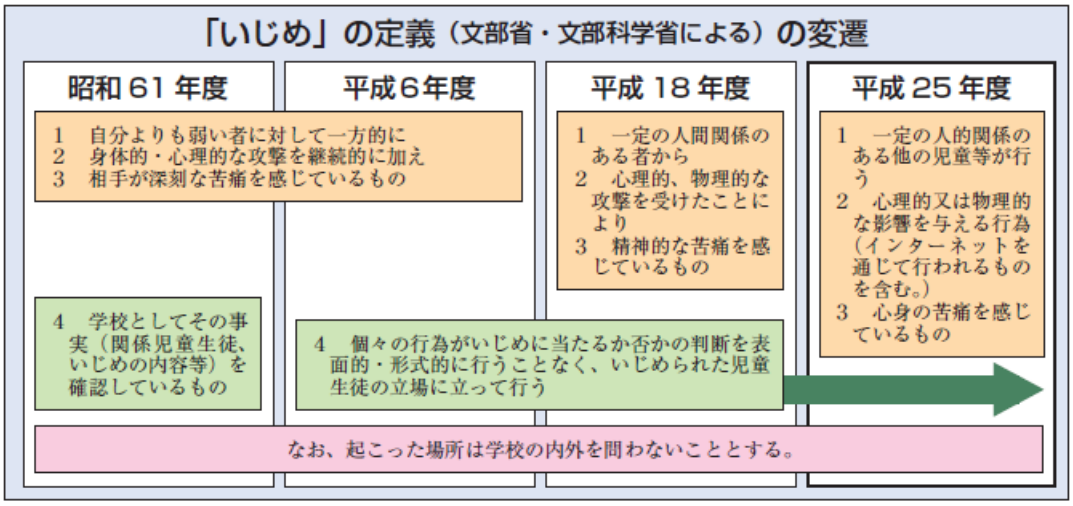

いじめ総合対策【第２次・一部改定】下巻（p.73）

東京都のいじめ防止等に対する取組

東京都は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、以下のように取り組んできました。

年月	東京都の取組
平成26年７月	東京都いじめ防止対策推進条例の公布 東京都いじめ防止対策推進基本方針の策定 東京都教育委員会いじめ総合対策の策定
平成29年２月	東京都教育委員会いじめ総合対策【第２次】
令和３年２月	東京都教育委員会いじめ総合対策【第２次・一部改定】

いじめ防止等の対策を更に充実させるために

いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得ると認識し、教職員が組織的に対応することが重要ですね。

学校がいじめ問題に対して、どのように考え、どのような体制で取り組むのか、保護者に分かりやすい言葉で伝えることが大切ですね。

都内全公立学校のいじめ防止対策をより実効的なものにするためにいじめ総合対策【第２次・一部改定】が策定されました。

いじめ総合対策【第２次・一部改定】の上巻には、

いじめ防止の取組を推進する**６つのポイント**と

４段階の具体的な取組が、

下巻には、児童・生徒や教員、保護者、地域を

対象とした**実践プログラム**が掲載されています。

いじめ総合対策【第２次・一部改定】上巻・下巻

東京都教職員研修センターのWEBページには、「保護者プログラム」「地域プログラム」の展開例、スライド資料等が掲載されています。

展開例

時間	主な取組	実施上の留意点
10分	1　プログラムの主旨を説明する。 2　いじめの定義や現状について伝える。	○　学校いじめ防止基本方針について、説明することを伝える。 ○　いじめに対する正しい共通理解が図れるよう、クイズ形式で簡単な質問をする。 ○　保護者が、終始聞きやすい雰囲気づくりを心掛ける。 ○　いじめに関する最新の法規に基づき、いじめの定義について確認する。 ○　いじめは、どの学校どの子供にも起こり得るため、未然防止の対策や、早期発見の意識が必要であることを伝える。
10分	3　学校いじめ防止基本方針ついて説明する。 4　学校と家庭が連携することについて確認する。	○　学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見について具体的な取組を説明する。また、児童・生徒の主体的な取組も紹介する。 ○　学校いじめ防止基本方針を基に、家庭での具体的な取組を確認する。

スライド資料

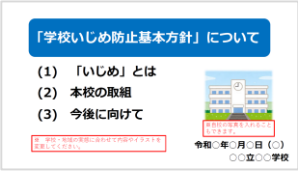

東京都教職員研修センターＷｅｂページ

いじめ防止等の対策を一層推進するためには、学校が、保護者、地域社会と共に手を取り合い、日常からのパートナーシップ、双方向の関係を築いていくことが重要です。

令和３年度東京都教職員研修センター教育課題研究「いじめ防止等の対策を推進する研究」指導資料
東京都教職員研修センター印刷物登録令和３年度第13号
発行：令和４年３月
所在地：〒113-0033　東京都文京区本郷1－3－3　電話：03－5802－0306
印刷所：株式会社三誠社